

平成 29 年 4 月 4 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 白川 真 殿

いちよしアセットマネジメント株式会社  
取締役社長 藤津 史朗

㊞

## 正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イ（第 18 号イ）の規定に基づき、平成 28 年 12 月 22 日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、平成 29 年 3 月 31 日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額

平成 29 年 3 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	16,000 株
	発行済株式総数	15,200 株

- 過去 5 年間ににおける主な資本金の増減  
該当事項はありません。

#### (2) 委託会社の機構（平成 29 年 3 月末現在）

##### ① 取締役会

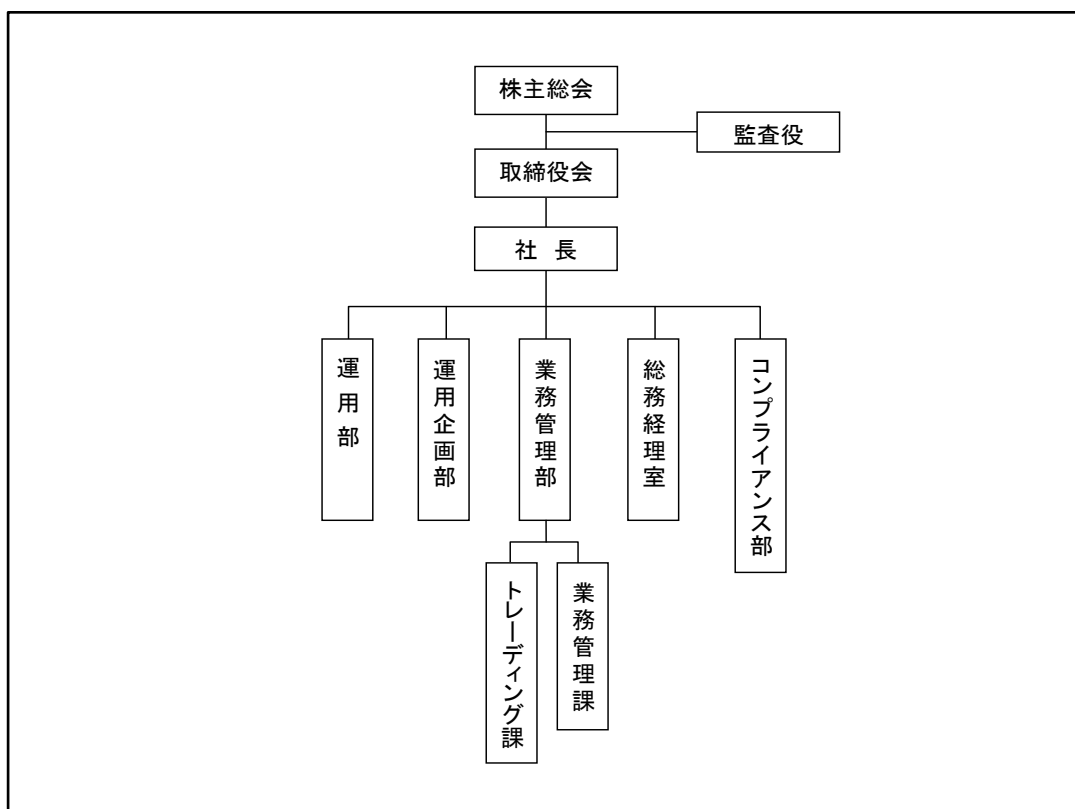
8 名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

## ② 組織図



## ③ 委託会社の運用体制

### 1) 運用方針等の決定

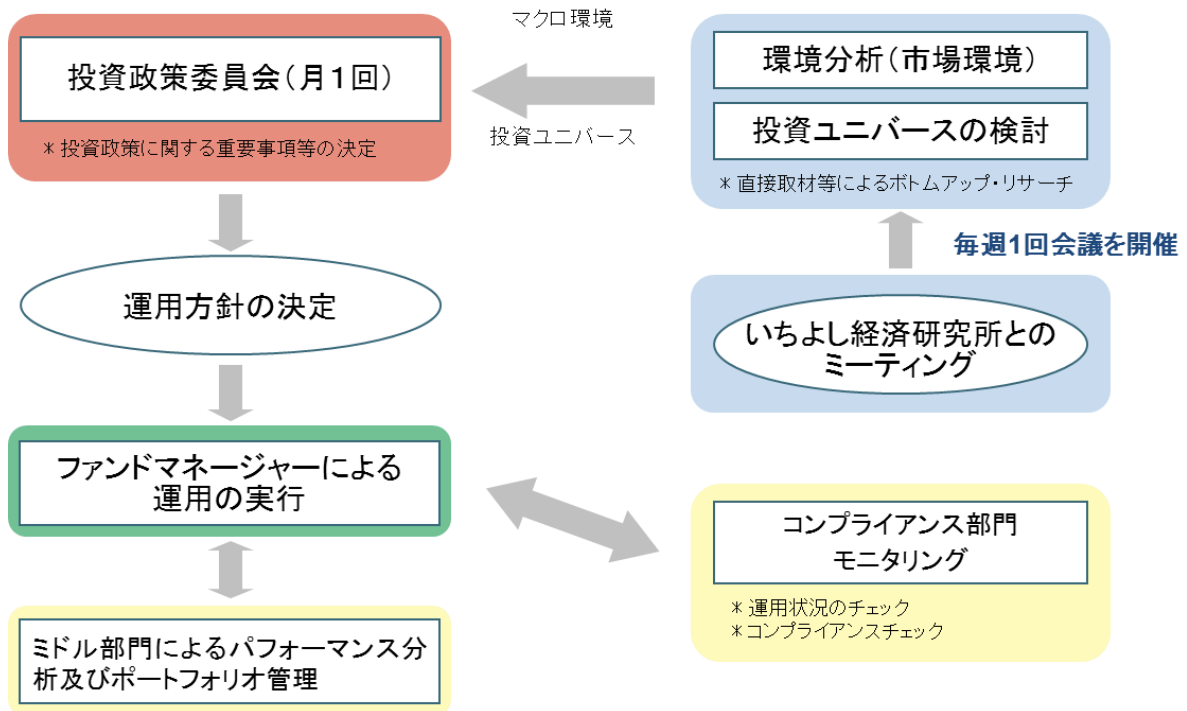
ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資ユニバース組入れ銘柄については、主としていちよし経済研究所のユニバース銘柄の中より検討・協議を行います。協議を元に月1回の投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

### 2) 運用の実行

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買の執行を行います。

### 3) 検証

ミドル部門によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行なう他、コンプライアンス担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行なわれます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。運用状況については、毎月の投資政策委員会において報告が行なわれます。



## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成 29 年 3 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	8	126,512
追加型株式投資信託	8	126,512
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	5	15,410
合計	13	141,923

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規則により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下、「中間財務諸表規則」という。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 30 期事業年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 31 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	179,716	737,368
前払金	—	79
前払費用	3,034	3,173
未収入金	2,383	—
立替金	5,988	8,211
未収委託者報酬	122,657	218,576
未収運用受託報酬	158,335	80,104
未収投資助言報酬	5,208	4,568
繰延税金資産	69,581	8,626
流動資産合計	546,904	1,060,708
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,333	10,038
器具・備品	6,154	5,795
有形固定資産合計	※1 17,487	※1 15,834
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	154,479	2,500
長期差入保証金	16,782	16,277
長期前払費用	—	267
その他の投資	—	5,715
繰延税金資産	—	563
投資その他の資産合計	171,261	25,324
固定資産合計	188,749	41,158
資産合計	735,654	1,101,867

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,242	2,129
未払金	64,513	101,063
未払手数料	※2 58,613	※2 90,383
その他未払金	5,900	10,680
未払費用	9,518	14,325
未払法人税等	16,883	65,863
未払消費税等	22,747	23,415
賞与引当金	4,862	4,048
流動負債合計	119,767	210,845
固定負債		
長期末払金	3,600	—
固定負債合計	3,600	—
負債合計	123,367	210,845
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	123,307	401,022
株主資本合計	613,307	891,022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,020	—
純資産合計	612,286	891,022
負債・純資産合計	735,654	1,101,867

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	138,329	675,545
運用受託報酬	413,825	303,003
投資助言報酬	25,525	22,134
営業収益合計	577,681	1,000,682
営業費用		
支払手数料	※1 64,957	※1 301,761
広告宣伝費	2,611	1,890
調査費	43,524	48,507
情報機器関連費	39,177	43,026
営業資料費	4,347	4,474
委託費	—	1,006
事務委託費	23,943	25,619
器具備品費	2,032	1,072
営業雑経費	4,290	5,132
通信運送費	3,086	3,031
協会費	1,011	1,835
諸会費	133	72
会議費	59	122
教育研究費	—	70
営業費用合計	141,360	383,983
一般管理費		
給料	145,287	165,859
役員報酬	35,840	35,440
従業員給料	82,900	101,298
その他報酬給料	5,650	7,034
賞与引当金繰入	4,862	4,048
福利厚生費	16,035	18,038
交際費	1,686	1,594
旅費交通費	1,240	697
租税公課	3,164	5,520
不動産賃借料	12,528	17,317
その他不動産関係費	5,862	1,280
新聞書籍費	332	363
消耗品費	225	199
水道光熱費	1,351	1,226
雑費	545	683
減価償却費	5,975	3,294
一般管理費合計	178,199	198,036
営業利益	258,121	418,662

営業外収益	—	—
営業外費用	—	—
経常利益	258,121	418,662
特別利益	—	—
特別損失		
固定資産除却損	33	—
投資有価証券売却損	—	9,276
特別損失合計	33	9,276
税引前当期純利益	258,088	409,386
法人税、住民税及び事業税	19,094	71,279
法人税等調整額	△34,579	60,391
法人税等合計	△15,484	131,670
当期純利益	273,572	277,715



(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本			評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		その他利益 剰余金			
当期首残高	490,000	△150,265	339,734	—	339,734
当期変動額					
当期純利益		273,572	273,572		273,572
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△1,020	△1,020
当期変動額合計	—	273,572	273,572	△1,020	272,552
当期末残高	490,000	123,307	613,307	△1,020	612,286

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本			評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		その他利益 剰余金			
当期首残高	490,000	123,307	613,307	△1,020	612,286
当期変動額					
当期純利益		277,715	277,715		277,715
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				1,020	1,020
当期変動額合計	—	277,715	277,715	1,020	278,735
当期末残高	490,000	401,022	891,022	0	891,022

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	10年～15年
器具・備品	4年～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

## 1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

## 2. 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

## 3. 会計基準等の適用による影響

影響額は、当事業年度の作成時において評価中であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	18,128	4,851
※2 関係会社に対する資産及び負債 未払手数料	58,613	90,383

(損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
※1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	64,957	301,346

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、業務管理室が適時資金管理を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	179,716	179,716	—
(2) 未収委託者報酬	122,657	122,657	—
(3) 未収運用受託報酬	158,335	158,335	—
(4) 未収投資助言報酬	5,208	5,208	—
(5) 投資有価証券	151,979	151,979	—
資産計	617,896	617,896	—
(6) 未払手数料	58,613	58,613	—
負債計	58,613	58,613	—

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	737,368	737,368	—
(2) 未収委託者報酬	218,576	218,576	—
(3) 未収運用受託報酬	80,104	80,104	—
(4) 未収投資助言報酬	4,568	4,568	—
資産計	1,040,617	1,040,617	—
(5) 未払手数料	90,383	90,383	—
負債計	90,383	90,383	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (5) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	2,500	2,500

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定

前事業年度 (平成27年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	179,680	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	122,657	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	158,335	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	5,208	—	—	—
合計	465,881	—	—	—

当事業年度 (平成28年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	737,327	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	218,576	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	80,104	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	4,568	—	—	—
合計	1,040,576	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	151,979	153,000	△1,020
小計	151,979	153,000	△1,020
合計	151,979	153,000	△1,020

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 2,500 千円) については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	143,724	—	9,276
合計	143,724	—	9,276

(税効果会計関連)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,609	2,110
未払社会保険料	408	387

未払報酬	628	—
未払事業税	1,625	4,709
固定資産除却損	357	—
未払金	—	1,110
長期未払金	1,164	—
資産除去債務	188	107
繰延資産償却限度超過額	1,247	872
その他有価証券評価差額金	330	—
繰越欠損金	64,448	—
繰延税金資産小計	72,008	9,297
評価性引当額	△2,426	△101
繰延税金資産合計	69,581	9,190

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
法定実効税率	35.64%	—
(調整)		
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.23%	—
役員賞与の損金不算入額	1.10%	—
住民税均等割	0.11%	—
評価性引当金の増減額	△44.38%	—
その他	1.30%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△6.00%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.86%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 657 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。



(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

## 1 サービスごとの情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）（単位：千円）

顧客の名称及び氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	334,631	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）（単位：千円）

顧客の名称及び氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	254,731	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有者) 割合 (%)	関連当事者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
親会 社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 95.07% 間接 1.97%	当社投資信託の募 集の取扱及び売出 の取扱ならびに投 資信託に係る事務 代行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払い	64,743	未 払 手 数 料	58,613
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担 金の支払い	82,860	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

出向者負担金に関する取引条件については、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有者) 割合 (%)	関連当事者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
親会 社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 95.07% 間接 1.97%	当社投資信託の募 集の取扱及び売出 の取扱ならびに投 資信託に係る事務 代行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払い	301,346	未 払 手 数 料	90,383
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担 金の支払い	66,530	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

出向者負担金に関する取引条件については、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社 (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	40,282円02銭	58,619円91銭
1株当たり当期純利益金額	17,998円20銭	18,270円75銭

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	612,286	891,022
1株当たり純資産額の算定に用 いられた期末の普通株式の数 (株)	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益 (千円)	273,572	277,715
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1.中間財務諸表

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	806,020
前払費用	3,607
未収委託者報酬	246,891
未収運用受託報酬	53,113
未収投資助言報酬	4,568
立替金	17,832
繰延税金資産	5,838
流動資産合計	1,137,870
固定資産	
有形固定資産	
建物	9,370
器具・備品	5,326
有形固定資産合計	※1 14,697
無形固定資産	
ソフトウェア	0
無形固定資産合計	0
投資その他の資産	
投資有価証券	2,500
長期差入保証金	16,127
長期前払費用	267
その他投資等	5,715
繰延税金資産	410
投資その他の資産合計	25,021
固定資産合計	39,718
資産合計	1,177,589

負債の部	
流動負債	
前受収益	7,254
預り金	1,724
未払金	101,713
未払手数料	96,525
その他未払金	5,188
未払費用	8,265
未払法人税等	49,291
未払消費税等	8,108
賞与引当金	4,696
流動負債合計	181,054
負債合計	181,054
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	506,534
株主資本合計	996,534
純資産合計	996,534
負債・純資産合計	1,177,589

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	341,110
運用受託報酬	96,584
投資助言報酬	10,563
営業収益合計	448,259
営業費用及び一般管理費	※1 294,203
営業利益	154,056
営業外収益	30
営業外費用	7
経常利益	154,079
特別利益	—
特別損失	218
税引前中間純利益	153,861
法人税、住民税及び事業税	45,407
法人税等調整額	2,941
中間純利益	105,511

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	490,000	401,022	891,022	891,022
当中間期変動額				
中間純利益		105,511	105,511	105,511
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	105,511	105,511	105,511
当中間期末残高	490,000	506,534	996,534	996,534



## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	15年
器具・備品	4年～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

### 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

(会計方針の変更)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当中間会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、当中間会計期間において中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 6,298 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 1,447 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	15,200	-	-	15,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照ください。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	806,020	806,020	—
(2) 未収委託者報酬	246,891	246,891	—
(3) 未収運用受託報酬	53,113	53,113	—
(4) 未収投資助言報酬	4,568	4,568	—
資産計	1,110,592	1,110,592	—
(5) 未払手数料	96,525	96,525	—
負債計	96,525	96,525	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(5) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	2,500

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称及び氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社 (注) (千円)	82,134	投信投資顧問業

(注) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	65,561円47銭
純資産の部の合計額(千円)	996,534
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	996,534
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	6,941円56銭
中間純利益金額(千円)	105,511
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	105,511
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平井 啓仁 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月20日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

公開日 平成 29 年 4 月 7 日  
作成基準日 平成 29 年 3 月 31 日

本店所在地 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 13 番 11 号  
お問い合わせ先 コンプライアンス部